

令和4年度 鳥取県等事業

# 地域づくり関係 助成事業

令和4年3月

鳥取県 地域づくり推進部 県民参画協働課

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業

## <目次>

<b>1 令和4年度地域づくり関係助成事業概要一覧</b> .....	1
<b>2 とっとり県民活動活性化センター</b>	
(1) とっとりSDGs推進補助金.....	6
(2) 控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金.....	8
(3) 民間の資源を活用した「寄付助成・寄贈・ボランティア等」による活動団体の支援事業.....	9
<b>3 県民参画協働課</b>	
(1) 令和新時代創造県民運動推進補助金.....	11
(2) 鳥取県公民連携推進事業補助金.....	28
(3) 鳥取・島根広域連携協働事業補助金.....	29
<b>4 ふるさと人口政策課</b>	
(1) とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金.....	30
<b>5 観光戦略課</b>	
(1) ニュートゥリズム普及促進支援補助金.....	32
<b>6 文化政策課</b>	
(1) 鳥取県文化芸術活動支援補助金.....	37
(2) 伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援補助金.....	39
(3) 文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金.....	40
(4) アートによる地域活性化促進事業補助金.....	41
(5) コロナを乗り越える！アート映像等配信事業.....	43
<b>7 中山間地域政策課</b>	
(1) みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金.....	44
(2) 鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金.....	47
(3) 暮らしを守る仕組み（小さな拠点づくり）促進事業費補助金.....	49
(4) デジタル環境活用支援補助金.....	50
(5) 空き家利活用団体支援事業補助金.....	51
(6) 空き家利活用流通促進事業補助金.....	52
(7) 地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金.....	53
<b>8 脱炭素社会推進課</b>	
(1) 鳥取県CO <sub>2</sub> 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金.....	54
(2) 鳥取県環境保全活動支援補助金.....	55
(3) 環境アドバイザー派遣制度.....	56
<b>9 循環型社会推進課</b>	
(1) とっとりプラごみゼロチャレンジ事業補助金.....	57
<b>10 食のみやこ推進課</b>	
(1) 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金.....	58
<b>11 男女共同参画センター</b>	
(1) よりん彩活動支援事業補助金.....	60

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。  
 ※担当課及び問合せ先は、令和4年3月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
とっとり県民活動活性化センター	広報活動支援型	自らの非営利公益活動を、パンフレット等・ホームページにより広く県民に周知し参加を促す広報事業	11万2千円	3/4	【1次】令和4年4月下旬～5月下旬 【2次】令和4年7月上旬～8月上旬 【3次】令和4年9月上旬～10月上旬	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 / ファクシミリ：0858-24-0470 ／電子メール：info@tottori-katsuu.net
	研修等支援型	講師を招いての研修会等の開催や地域づくり団体全国研修交流会への参加に係る事業	5万円	10/10	4月下旬～6月中旬	
	若者団体活動支援型	16歳から29歳までのメンバーが全メンバーの2/3を占める3名以上の団体によるSDGsの理念に沿った活動を普及啓発する取組	10万円	10/10	未定	
	控除対象NPO法人指定支援補助金	鳥取県NPO法人の条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談する際の経費	15万円	3/4	未定	
県民参画協働課	若者チャレンジ型	10歳から25歳までの年齢3名以上の若者が中核となつて構成する団体による新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	15万円	10/10	【1次】令和4年5月9日～6月20日 【2次】令和4年8月1日～9月20日	【地方機関】※連絡先は柱外(5頁)参照。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所県民福祉局(中部地区) 西部総合事務所県民福祉局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 県民参画協働課 電話：0857-26-7248 / ファクシミリ：0857-26-8112 ／電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
		スタート支援	新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	10万円	10/10	
		ステップアップ支援	スタート支援を受けた取組に工夫を加えて成長させる事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	30万円	3/4	
	とっとりドリム型	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した発展的な取組 ※寄附の目標額が50万円～200万円の事業が対象。 ※寄附が目標額に達しなかった場合、不交付。	200万円	10/10	令和4年4月1日～8月31日※予算額に達した場合は、終了。	
		事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和4年4月上旬～5月31日(予定)	
		「計画策定補助」で策定した計画に沿って行う実施主体と県との協働による県課題解決のための取組	200万円	3/4	計画策定後～令和5年2月28日	
鳥取県公民連携推進事業補助金	計画策定(1年目)	鳥取、鳥根両県共通の地域課題をテーマ(※調整中)とし、両県NPO等共同で両県が協働で取り組む事業(両県と課題解決のための計画を策定)	40万円	10/10 (鳥取県1/2、鳥根県1/2)	令和4年4月中旬～5月31日(予定)	県民参画協働課 電話：0857-26-7070、7071 / ファクシミリ：0857-26-8112 / 電子メール： kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
	協働実践(2年目)	計画策定で策定した計画を両県と協働して実施 ※計画策定(1年目)した共同体が申請できる事業	200万円	10/10 (鳥取県1/2、鳥根県1/2)	計画策定後～令和5年2月28日	
	鳥取県公民連携推進事業補助金	県内外の若者等に、一定期間本県内の地域に滞在してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの場を一体的に提供する事業	11万6千円 / 参加者1名(滞在費、県内移動費等)	10/10	令和4年4月1日～5月29日※継続して募集する場合もあり。	
ふるさと人口政策課	とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金	グリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニューツーリズムに関する体験型観光ミニニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業	50万円	1/2	令和4年4月1日～随時	観光戦略課 電話：0857-26-7239(ステッパアップ型・規模拡大型) / 7237(星取県推進型) / ファクシミリ：0857-26-8308 / 電子メール：kankou@pref.tottori.lg.jp
	ニューツーリズム普及促進支援補助金	グリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニューツーリズムに関する体験型観光ミニニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業	250万円	1/2	令和4年3月3日～3月20日	
	星取県推進型	グリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニューツーリズムに関する体験型観光ミニニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業	100万円	2/3	令和4年4月1日～随時	

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和4年3月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
文化政策課	鳥取県文化芸術活動支援補助金	優れた文化芸術活動支援事業	30万円 (特設:100万円)	1/2	【1次】 令和4年3月4日 ～4月5日 【2次】 令和4年8月1日 ～8月31日※1次募集の 採択状況によって募集しな い場合有	文化政策課 電話:0857-26-7134 / フォンミ:0857-26-8108 ／電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp
		文化芸術活動ステップアップ支援事業	10万円	1/2		
		とっとり文化の先人顕彰事業	30万円 (複数:50万円)	1/2		
		顕彰事業立ち上げ支援事業	50万円	1/2		
		全国発信事業	10万円 (全国発信・大規模:30万円)	1/2		
		次世代活動者育成支援事業	10万円	1/2		
		周年支援事業	30万円	10/10		
		刊行物発刊支援事業	10万円	1/2		
		映像作品活用支援事業	25万円	1/2		
		伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業	10万円	10/10		
	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業	33万3千円	2/3			
	アートによる地域活性化促進事業補助金	50万円	1/2			
	コロナを乗り越える！アート映像等配信事業	25万円	1/2	令和4年4月1日～12月15日(予定)※予算額に達した場合、終了。		

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和4年3月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
中山間地域 政策課 (次ページへ 続く)	<p>みんなで取り組む 将来に向けた活力 促進事業費補助 金</p> <p>鳥取県まちなか暮 らし総合支援補助 金</p>	スタートアップ支援	10万円	10/10	令和4年4月1日 ～随時 ※「地域遊休施設等活用 支援」及び「まちなか遊休 施設活用事業」(☆印)は、 お問合せください。	<p>【地方機関】※連絡先は枠外(5頁)を御覧ください。                      東部地域振興事務所(東部地区)                      中部総合事務所(中部地区)                      西部総合事務所(西部地区)                      西部総合事務所日野振興センター(日野地区)                      【本庁】                      中山間地域政策課                      電話:0857-26-7961/77がミジ:0857-26-8107                      /電子メール:chusan-chiikiseisaku@                      pref.tottori.lg.jp</p>
		将来に向けた取組支援	(ハード事業) 300万円 (ソフト事業) 100万円	県1/3 市町1/6 県1/2 市町任意負担		
		地域遊休施設等活用支援(☆)	1,000万円 (既使用部分: 400万円)	県1/2 市町1/3		
		安全・安心活動支援	50万円	県1/3 市町1/6以上		
		継業支援	300万円	市町負担額の1/2		
		スタートアップ事業	10万円/1地区	10/10		
		まちなかコミュニティ活性化支 援事業	(ハード事業) 300万円 (ソフト事業) 100万円	(ハード事業) 県1/3、市1/6 (ソフト事業) 県1/2、市任意負 担		
		まちなか居住促進事業	100万円	市負担額の1/2		
		まちなか遊休施設活用事業 (☆)	1,000万円	県1/2、市1/3		
		取組支援事業	100万円	県2/3 市町1/3		
暮らしを守る仕組 み(小さな拠点づく り)促進事業費補助 金	活動拠点を活用し小ざな拠点づくりの取組を行う団 体が、活動に従事する担い手を確保・育成する取組 などの取組	県1/2 市町1/2				
デジタル環境活用支援補助金	小さな拠点やその関連施設において、デジタル技 術を活用する人材を育成し、その技術を活用した多 様で持続的な取組	市町村負担額の 1/2				

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和4年3月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
中山間地域 政策課 (続き)	空き家利活用団体 支援事業補助金	行政と連携して空き家利活用に取組む地域のまち づくり団体等が行う、空き家の清掃、軽微な補修、老 朽化の抑制等に要する経費	13.3万円／団体	県1/2 市町村1/4	令和4年4月1日 ～随時	【地方機関】※連絡先は枠外(5頁)を御覧ください。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所県民福祉局(中部地区) 西部総合事務所県民福祉局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 中山間地域政策課 電話:0857-26-7961/フクシミ/0857-26-8107 ／電子メール: chusan-chiikiseisaku@ pref.tottori.lg.jp
		行政と連携して空き家利活用に取組む地域のまち づくり団体等がサブリース事業に取り組む場合に要 する空き家の改修経費	100万円／戸 (住宅以外に転用 する場合)	県1/2 市町村1/4		
	空き家等改修支援事業	100万円／戸 (住宅以外に転用 する場合)	県1/3 市町村1/6			
	空き家利活用流通 促進事業補助金	200万円／戸	県1/2 市町村1/4			
	既存住宅状況調査等支援事業	地域の活性化等に資する古民家空き家の改修を支 援 (※昭和初期以前に建築され、建築的な価値が認め られる古民家に限る)	5万円	県1/2		
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する 費用の一部を支援	40万円	市町村負担額の 2/3		
	鳥取県CO <sub>2</sub> 削減につながる省エネ推進モデ ル事業補助金	まちづくり団体等が行う地域に根付いた空き家利活 用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための 取組	100万円	1/2	【1次】令和4年4月上 旬～5月上旬 【2次】9月～10月頃 (予定)	
脱炭素社会 推進課	鳥取県環境保全活動支援補助金	NPO・団体が実施するワーキングショップ、セミナー、イ ベントに「ゼロカーボン」の要素を付加した際に係る 経費(従来から実施しているものは対象外)	10万円	10/10	令和4年4月上旬 ～随時	脱炭素社会推進課 電話:0857-26-7205/フクシミ/0857-26-8194 ／電子メール: datsutanso@pref.tottori.lg.jp
	環境アドバイザー派遣制度	県内の法人その他の団体(国及び地方公共団体を 除く。)が行う環境の保全及び快適な環境の創造に 資する模範的で自主的な環境実践・教育活動	—	—	令和4年4月上旬 ～随時	
循環型社会 推進課	エコイクアウト推進事業	環境保全活動や研修会等を実施する際に「とっとり 環境教育・学習アドバイザー」を無料で派遣	5万円 ※県内複数店舗経営 者は10万円	1/2	令和4年4月1日 ～令和5年1月31日	循環型社会推進課 電話:0857-26-7198/フクシミ/0857-26-7563 ／電子メール:junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		イベントで利用するリユース食器のレンタル	1万円	初回:10/10 2回目以降:1/2		
	とっとりプラごみゼ ロチャレンジ事業 補助金	プラスチックごみ削減の活動にあたり必要と認めら れる費用	25万円	1/2		
	河川・海岸における清掃活動 支援事業	団体が河川、海岸、湖沼における清掃活動を行う 際の用具の購入費用等	25万円	10/10		

# 令和4年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。  
 ※担当課及び問合せ先は、令和4年3月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
	一般枠	特別枠					
食のみやこ鳥取県推進課	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	一般枠	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口とした産業振興、地域振興に資する取組	200万円	1/2以内	【1次】令和4年3月8日～3月31日 【2次】未定（1次募集の採択状況によって決定）	食のみやこ推進課 電話:0857-26-7835/フアクシミリ:0857-21-0609 ／電子メール: syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp
		特別枠	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組	25万円	10/10以内		
		直売所連携魅力アップ枠	県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組	50万円	1/2以内		
男女共同参画センター	より人彩活動支援事業補助金	公開講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業(概ね30名以上の参加者)	10万円	10/10以内	令和4年4月1日～随時 ※申請は、補助金ごとに開催予定の1～3箇月前まで	鳥取県男女共同参画センター 電話:0858-23-3901/フアクシミリ:0858-23-3989 ／電子メール: yorinsai@pref.tottori.lg.jp
		研修支援講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業(概ね10名以上の参加者)	2万5千円	10/10以内		
		若者企画講座	男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業(概ね10名程度の参加者)	5万円	10/10以内		
		環境支援事業	普及啓発事業又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供	2万5千円	1/2以内		
		調査研究等事業	男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容	15万円	10/10以内		

## ※【地方機関連絡先】

- 東部地区(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)  
 東部地域振興事務所 東部振興課  
 電話: 0857-20-3663/フアクシミリ: 0857-20-3656/電子メール: toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)  
 中部総合事務所 県民福祉局  
 【県民参画協働課 関連】 中部振興課、【中山間地域政策課 関連】 中山間地域振興チーム  
 ※ただし、電話等は共通です。  
 電話: 0858-23-3298/フアクシミリ: 0858-23-3425/電子メール: chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)  
 西部総合事務所 県民福祉局 中山間地域振興チーム  
 電話: 0859-31-9606/フアクシミリ: 0859-31-9639/電子メール: seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野地区(日南町、日野町、江府町)  
 西部総合事務所 日野振興センター 地域振興課  
 電話: 0859-72-2080/フアクシミリ: 0859-72-2072/電子メール: hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp



# 令和4年度とっとりSDGs推進補助金

本事業は、鳥取県の間接補助事業であり、事業実施は、県の令和4年2月定例会による予算の成立を条件とします。  
なお、事業内容が一部変更となる場合があります。

本補助金は、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて積極的に取り組む地域づくり団体やNPO法人等の広報活動及び研修等の開催支援、若者が取り組むSDGsの普及啓発活動を支援します。



## 1. 広報活動支援型

県民にSDGsの理念に沿った地域づくり団体等の活動を広く周知するとともに、活動への参加や理解を深めることを目的とした広報活動を補助します。

### (1) 対象となる経費

パンフレット等の作成、ウェブサイトの作成・改修、映像作成に係る経費

### (2) 事業の対象者

地域づくり活動等の非営利公益活動に取り組む団体

### (3) 補助金額等

上限112,000円（補助率：3/4）

### (4) 募集スケジュール

1次募集：令和4年4月下旬から5月下旬まで

2次募集：7月上旬から8月上旬まで

3次募集：9月上旬から10月上旬まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※2次募集、3次募集は採択状況によって行わない場合があります。

※交付決定は書面による審査によって行います。



## 2. 研修等支援型

SDGsの理念に沿った活動のために県内で開催する研修会等の支援や全国で開催されるSDGsの理念に沿った研修会等に参加する費用を補助します。

### (1) 対象となる経費

ア 研修会等の開催（オンラインによる開催も含む） 講師の謝金および旅費に係る経費

イ 全国の研修会等への参加 参加に係る交通費、宿泊費

### (2) 事業の対象者

地域づくり活動等の非営利公益活動に取り組む団体

### (3) 補助金額等

上限50,000円（補助率：10/10）

※（1）アについては、一定規模（参加者が50人以上）

を満たす場合、上限額を100,000円とします。

### (4) 募集スケジュール

1次募集：令和4年4月下旬から5月下旬まで

2次募集：7月上旬から8月上旬まで

3次募集：9月上旬から10月上旬まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※2次募集、3次募集は採択状況によって行わない場合があります。

※交付決定は書面による審査によって行います。



### 3. 若者団体活動支援型

県内で活動する若者が主体となった団体が、SDGsに関する取組を行う団体と連携する普及啓発活動を補助します。

#### (1) 対象となる経費

SDGsの理念に沿った活動を普及啓発する取組に係る経費

#### (2) 事業の対象者

地域づくり活動等の非営利公益活動に取り組む16歳から29歳までの年齢となるメンバーが全メンバーの2/3を占める3名以上の団体

#### (3) 補助金額等

上限100,000円（補助率：10/10）

#### (4) 募集スケジュール

令和4年4月下旬から6月中旬まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※採択状況に応じて2次募集を行う場合があります。

#### (5) 募集するテーマについて

とっとりSDGs推進会議の登録団体が掲げるテーマ（3つ程度）に沿って申請を募集します。

※テーマは現在調整中です。

※交付決定は書面およびオンラインによるプレゼンテーションによる審査によって行います。



## SDGsとは？

SDGsとは、“Sustainable Development Goals”の略で、持続可能な開発目標と訳されます。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。



**持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから**

**構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓って**

**います。**SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### 《お問合せ》公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

〒682-0023 倉吉市山根557-1パープルタウン2階

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

Eメール [info@tottori-katsu.net](mailto:info@tottori-katsu.net)

●**東部担当**：県東部地域振興事務所 1階 東部振興課内 電話 0857-20-3528 担当：谷

●**中部担当**：パープルタウン 2階 電話 0858-26-6262 担当：椿

●**西部担当**：県西部総合事務所 1階 西部振興課内 電話 0859-31-9694 担当：池淵





# 控除対象特定非営利活動法人 指定支援補助金

本事業は、鳥取県の間接補助事業であり、事業実施は、県の令和4年2月定例会による予算の成立を条件とします。  
なお、事業内容が一部変更となる場合があります。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）に基づき控除対象特定非営利活動法人の指定を受けようとする特定非営利活動法人の支援を行うことにより、地域の中核となり、持続的に活動する質の高い特定非営利活動法人の育成を促進することを目的として交付します。

## 補助金概要

### (1) 対象となる経費

指定の申出の手続きの準備のために必要な以下の経費

- ・ 士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定ファンドレザー）への相談にかかる経費（委託料・相談料・旅費）
- ・ 鳥取県又はとっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）への相談にかかる旅費、会議費、消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）
- ・ アルバイトにかかる賃金

※ 委託料については、県内事業者が実施したものに限りです。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

### (2) 事業の対象者

令和4年4月1日（木）から令和5年2月28日（月）の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内のNPO法人（2事業年度以上公益的な活動を行った法人）（鳥取県の受付日が期間内のものが対象）

### (3) 補助金額等

- ・ 補助率：3/4
- ・ 補助額上限：150,000円（千円未満の端数は切り捨て）
- ・ 交付予定件数：2件程度



### (4) その他

申請前に必ずセンターエリア担当職員（以下、連絡先）にご相談ください。

東部エリア：080-2928-1055 中部エリア：0858-24-6460 西部エリア：080-2928-1056

## 《お問合せ》公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

〒682-0023 倉吉市山根557-1パープルタウン2階

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

Eメール [info@tottori-katsu.net](mailto:info@tottori-katsu.net)



- **東部担当**：県東部地域振興事務所1階 東部振興課内 電話 0857-30-3528 担当：谷
- **中部担当**：パープルタウン2階 電話 0857-20-3528 担当：椿
- **西部担当**：県西部総合事務所1階 西部振興課内 電話 0859-31-9694 担当：池淵

# 令和4年度 とっとり県民活動活性化センター 民間の資源を活用した「寄付助成・寄贈・ボランティア等」 による活動団体の支援事業紹介

※以下の支援プログラムは、令和4年3月16日現在のものです。変更される場合もありますので、  
その都度センターのホームページで詳細をご確認ください。 <http://tottori-katsu.net/>

## 1. 公募による寄贈・助成



### (1) 第9回とっとりイーパーツPC寄贈プログラム

企業からのリユースPCを市民活動団体へ無償で寄贈し、その情報化を支援します。

※認定NPO法人イーパーツ（東京）との協働事業。

〔対象団体〕市民活動団体（法人格の有無は問いません。定款又は規約等が必要。地縁団体は不可。）

〔支援内容〕リユースパソコンおよび周辺機器の寄贈 ※送料、ライセンス発行、PC再生協力金等が必要

〔募集期間〕令和4年5月～7月（予定）

### (2) 中国ろうきんNPO寄付システム寄付配分事業

中国労働金庫の普通預金口座を通じて、福祉や環境などNPO法上の19の活動分野毎に入金された県内の寄付金を、特定非営利活動（NPO）法人に配分します。

※中国5県でNPO支援に取り組む5つの中間支援組織と中国労働金庫の協働事業。

〔対象団体〕県内のNPO法人（設立1年以上）

〔助成金額〕1団体5万円（10団体程度） 〔対象経費〕活動費・運営費全般

〔募集期間〕令和4年12月頃（予定）

### (3) あいおいニッセイ同和損保助成プログラム

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の役職員による寄付金（任意の募金制度「MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ」）と、会社からの同額寄付を加えた鳥取県独自の助成プログラムです。

〔対象団体〕NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（設立1年以上、法人格の有無は問わない）

〔助成金額〕1団体上限5万円（6団体程度） 〔対象経費〕活動費・運営費全般

〔募集期間〕令和4年12月～令和5年1月頃（予定）

### (4) とりぎん青い鳥基金

鳥取県内で活動する持続可能な地域づくりに取り組む団体へ鳥取銀行が助成する事業です。SDGs（教育活動・まちづくり活動）に関連した活動が対象。

〔対象団体〕地域づくり活動を行う県内の団体

〔助成金額〕1団体上限30万円（予定）

〔応募期間〕上期募集：令和4年4月1日（金）～7月31日（日）

下期募集：令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）



## 2. 登録・企業等とのマッチングによる寄付助成

※事前に登録をいただき、企業等とマッチングが成立した場合に、助成を受けることができます。

以下（1）（2）の登録は、同一の申請書の提出で可能。

### (1) ごうぎんSDGs私募債（地域おこし型・NPO）寄贈事業

株式会社山陰合同銀行と連携して、企業が発行する私募債（寄贈型私募債「地域おこし型（NPO）」）の発行金額に応じた金額を、山陰両県の地域の課題解決に取り組む団体の活動資金として交付します。鳥取県では、とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という。）がマッチング及び選定を行っています。

〔対象団体〕NPO等市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（設立1年以上、法人格の有無は問いません）

〔寄付金額〕私募債発行金額の0.2%を寄付助成 〔対象経費〕活動費・運営費全般 〔登録期間〕随時

## (2) 寄付つき商品プロジェクト「お買い物チャリティー」「とっとりカンパイチャリティー」による寄付配分 ※寄付キャンペーン(令和4年11月～12月予定)

企業が提供する商品・サービスや飲食店の売上の一部を地域の課題解決に取り組む団体に寄付するプロジェクト。本プロジェクトの一環として、令和4年11月～12月には寄付キャンペーンの実施を予定しています。

〔対象団体〕 NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体(法人格の有無は問わない)  
〔寄付金額〕 各企業・店舗等の売上に応じて寄付 〔対象経費〕 活動費・運営費全般  
〔登録期間〕 随時(キャンペーンの参加登録は4月～8月を予定)



### 3. 専門家、ボランティア等によるノウハウ支援

#### (1) 専門家派遣事業

NPO等活動団体からの専門的な相談に対して、税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士、ICT支援アドバイザー等を無料で派遣します。

〔対象団体〕 NPO活動・地域づくり活動を行う県内の団体(法人格の有無は問いません) 〔申込期間〕 随時

#### (2) 社会人・若者ボランティア(プロボノワーカー)による「とっとりプロボノ」事業

職業上持っている知識・技術や経験を活かして社会貢献する県内外の社会人・若者ボランティア(プロボノワーカー)がチームを組んで、一定期間、NPO等の支援を行う。

〔対象団体〕 NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体(法人格の有無は問いません)

〔実施団体〕 2団体程度 ※センターにおいて審査・マッチングを行い、決定します。

〔支援内容〕 マーケティング基礎調査、事業計画立案等 〔募集期間〕 令和4年4月～6月頃(予定)



#### (3) 夏休みボランティア体験(夏ボラ)事業

夏休み期間等を利用して若者をはじめとした県内外の方々に、地域づくり団体等の活動やイベントでのボランティアを体験していただくことにより、地域づくり活動への参加促進を図る。

〔対象団体〕 NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体(法人格の有無は問いません)

〔受入団体〕 15団体程度 ※応募多数の場合、地域や内容のバランスを考慮した上、抽選により決定します。

〔受入団体募集期間〕 令和4年3月中旬～4月上旬(予定)

※ホームページより、募集要項、申請書がダウンロードできます。

〔助成金募集情報〕 [http://tottori-katsu.net/news\\_cat/recruitment/](http://tottori-katsu.net/news_cat/recruitment/)



<お問合せ先>

**公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター** 倉吉市山根557-1 パープルタウン2階

TEL 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470 / E-mail info@tottori-katsu.net

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>

- 東部担当 県東部地域振興事務所1階 東部振興課内 TEL 0857-20-3528 担当：谷
- 中部担当 パープルタウン2階 センター事務所内 TEL 0858-26-6262 担当：椿
- 西部担当 県西部総合事務所1階 西部振興課内 TEL 0859-31-9694 担当：池淵

## 令和4年度 令和新時代創造県民運動推進補助金（若者チャレンジ型）募集要項

※本事業の実施は令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

申請書の募集期間以外でも、企画の段階からでも、御相談はいつでも受け付けますので、「6 窓口・問合せ先」にお問い合わせください。

## 1 趣 旨

若者（\*）が主体となって、鳥取県内で地域をより良くしようと自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援することにより、若者が地域づくり活動に興味を持ち、地域の良さを再認識し、地域への愛着を深めることにつなげて、若者の地域づくり活動への参加促進及び将来の地域の担い手不足の解消を図るため、若者を主体とした地域づくり活動を支援する「令和新時代創造県民運動推進補助金（若者チャレンジ型）」（以下「本補助金」という。）の交付を希望する団体を募集します。

\*「若者」とは、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者をいいます。この要項内で「若者」という場合はこの定義となります。

## 2 募集期間及び補助対象期間

- 下表のとおり1～2次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。
- 次の場合は補助対象となりませんので、御注意ください。
  - ・ 事業期間以前に実施した活動に係る経費
  - ・ 事業期間内であっても、申請書に記載のない事業

募集区分	募集期間	補助対象事業期間
1次	令和4年5月9日（月）から6月20日（月）まで	令和4年8月1日から 令和5年3月10日まで
2次	令和4年8月1日（月）から9月20日（火）まで	令和4年11月1日から 令和5年3月10日まで

（注）「補助対象期間」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備（例：チラシ発注等）から精算終了までの全体を指します。単年度内に複数回催事を実施する事業は、最初に行う催事の準備開始時期を目安に応募してください。

## 3 補助金の概要と採択予定件数

対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
若者による地域活性化のための新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの ※同一年度内に一団体が受けられる補助は1件です。 ※過去に補助を受けた事業は、「これまでの取組を拡充するもの」である場合、補助対象となります。	15万円	10/10	8件程度 1次：5件程度 2次：3件程度

## 【対象となる団体】

地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有し、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。（法人格の有無を問わない。）

## 【対象となる事業】 若者が主体的に行う次のような地域の活性化を図る活動

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る活動
- 伝統・文化の保存や活用を図る活動
- 自然環境や景観保全を図る活動
- 安心・安全な地域づくりを図る活動
- 福祉・健康づくりを促進する活動
- 地域内、地域間交流や人材育成を促進する活動
- など

## 【対象とならない事業】

- 学校の正規の教育課程として行われる活動
- 若者以外の者が中心となって企画・運営する活動
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の活動
- 県外のみで実施する活動

## 4 補助対象経費と対象団体の要件

## (1) 補助対象経費

今回申請する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費を補助対象経費とします。対象外としている経費のほかにも、審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。（補助事業内での新型コロナウイルス感染症対策経費も補助対象経費です。）

## ア 対象経費の例

項目	例	
報償費（※1）	講師の謝金（団体の構成員に支払う報償費は対象外）	
旅費（※1、※2、※3）	講師の旅費、団体の構成員の若者に支払う旅費（若者以外の構成員は対象外）	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費
	食糧費	講師のお茶、昼食代
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の印刷費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 （領収書等で、経常的な経費（「イ 対象外経費の例」(7)を参照）と区分が困難なものは対象外）
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料、高速道路料金（補助金の交付には、利用日時、目的地、目的業務の記録が必要）
	保険料	ボランティア保険料
委託費（※3、※4）	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費（団体の構成員に対して委託する場合は、実費相当額について事業に主要な役割を果たす場合に限り対象）	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代	
原材料費	苗木・花苗（単に配布、販売を行う場合を除く）、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	

※1 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※2 自家用車等の使用における旅費は、実績報告後の現地調査等の時に、①運行帳簿等の走行距離の記録、及び、②領収書又はガソリン代のレシートにより支出の事実確認をします。

※3 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費（若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者をいいます。）に係る旅費に限る）と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※4 委託費は、県内事業者へ発注してください。県外事業者への発注が必要な場合は、事前に理由書の提出を求めます。（その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください。）

## イ 対象外経費の例

- (ア) 経常的な経費（団体の日常的な運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- (イ) 食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- (ウ) 人件費（団体の構成員への報酬・給料・アルバイト賃金・共済費・報償費）
- (エ) 団体の構成員に係る旅費（若者に係る旅費を除く。）
- (オ) 工事請負費。
- (カ) 備品購入費（1件の金額が5万円以上の物品の購入）。
- (キ) その他、交付対象経費として不適当と認められる経費。

## (2) 対象となる団体の要件

ア 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有し、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。（法人格の有無を問わない。）

イ 次の項目に該当する団体ではないこと。

- (ア) 県の他の補助金、交付金等（間接補助を含む）を補助事業（今回申請する事業）のために受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (イ) 国、他の地方公共団体又は若者が在籍する学校、その他の団体等からの補助金、交付金、助成金等を、補助事業（今回応募する事業）のために本補助金の額を超えて受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (ウ) 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている。
- (エ) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある。

(オ) 団体として実態のないもの。

### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項

ア 事業の実施にあたっては、政府又は県の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請や留意事項等を厳守して、要請等に応じた中止、延期又は規模縮小等（以下「中止等」という。）の対応を行うこと。

(ア) 政府（首相官邸）ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

(イ) 鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

イ 事業計画書には、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府又は県から催物（イベント等）の開催制限等の要請があれば、要請に従い、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応を行う」ことを記載すること。

ウ イベント等の開催の中止等に伴う経費の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ずイベント等の開催を中止、延期又は規模縮小等を行った場合に生じた経費（例：広報費、会場のキャンセル料等）は補助対象とする。ただし、その他の自己都合による中止等に係る経費は、申請者の負担とする。

### (4) 法定代理人、会計責任者、アドバイザー、担当者について（本補助金では団体の構成員として取り扱います。）

#### ア 法定代理人

(ア) 申請者が未成年（申請日時点）の場合、申請者の法定代理人の代表者（保護者等）は、補助金の申請、交付が決定された場合に事業を実施することについてあらかじめ同意し、申請の際には同意書の提出が必要となります。

(イ) 申請者が未成年の場合、補助金は、法定代理人に支払うことを基本とします。この場合、法定代理人は会計責任者として、事業計画書の「会計責任者連絡先」欄に法定代理人の連絡先を記載してください。

#### イ 会計責任者

(ア) 会計責任者は、この補助金の管理、会計全般を担っていただきます。

(イ) 申請者が未成年の場合、補助金は法定代理人に支払うことを基本としますが、会計責任者を学校の課外活動を担当する教諭等が担う場合は、補助金の受領を教諭等に委任できるものとし（法定代理人からの委任状が必要）、事業計画書の「会計責任者連絡先」欄に教諭等の連絡先を記載してください。

(ウ) 申請者が成人の場合の会計責任者は、申請者でも申請者以外の成人の方でも構いません。

#### ウ アドバイザー

(ア) 事業への助言、支援等をしていただく、事業への知識や経験のある成人の方をアドバイザーとして協力を得て活動してください。アドバイザーの役割、対象は次を想定しています。

- ・ 役割の例：事業の企画・運営全般への助言、支援（頼れる相談先になってくれる）、会計手続の指導等
- ・ 対象の例：若者の所属する学校の教諭（課外活動の顧問など）、活動する若者の保護者、地域づくり団体の方、事業実施場所の自治会の方等、役割を果たしていただける事業への知識や経験のある成人の方

(イ) アドバイザー就任について了承してもらったうえで、事業計画書の「アドバイザー連絡先」欄にアドバイザーの方の連絡先を記載してください。

(ウ) 会計責任者がアドバイザーを兼務することもできます。

(エ) 申請者が成人の場合も、事業に関する知識や経験のある成人の方にアドバイザーとして協力を得ることとし、上記（イ）のとおり「アドバイザー連絡先」欄に記載してください。ただし、申請者又は構成員が事業に関する知識や経験のある成人であれば、その方の連絡先を「アドバイザー連絡先」欄に記載してください。

#### エ 担当者

「担当者」欄は、県からの連絡・問合せ等の窓口となる方です。平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。申請団体の構成員（若者も可）や会計責任者など、連絡や問合せに対応できる方を記載してください。

### (5) その他の留意事項

ア 補助金の交付を受けた事業の概要等について、インターネット等で公表します。また、申請のあった事業については、事業名及び事業概要等を市町村に情報提供します。

イ 補助金の交付が決定した場合は、「令和新時代創造県民運動」の一環として実施することを積極的にPRしてください。補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「令和新時代創造県民運動」のロゴマークを必ず表示してください。（ロゴマークは、県民参画協働課のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。）

ウ この補助金で行う事業の「完了」とは、事業本体とその経費の精算や、団体内部の手続き（例えば決算の承認）等が全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、事業完了後20日以内（事業期間の最終日である3月10日に完了した場合は3月30日まで）に県に実績報告書を提出してください。

エ 補助金の交付を受けた事業の効果や課題把握のため、事業終了後（翌年度6月ごろ）にアンケートに御協力いただきます。

オ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等の例については、以下を参考としてください。

**【関係法令等の例】**

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：（特別）産業廃棄物処理委託契約等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

**5 応募方法と審査の予定**

**(1) 申請書の提出**

申請しようと思う方は、募集期間中に申請書に必要事項を記入し、「6 窓口・問合せ先」に提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送又はホームページからの電子申請とします。

**※募集期間最終日の午後5時必着**

**【提出書類】**

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等）
- オ 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの。）
- ※ 生徒・学生は学校名及び学年、10歳から25歳までの者は年齢を記載してください。
- カ 事業計画を立案した際の会議の記録（事業計画の立案にあたり、若者の意見をどう反映したか分かるもの。メモでも可。）
- キ 事業スケジュール表（別紙）
- ク （申請者が未成年の場合のみ）申請者の法定代理人による同意書

**(2) 応募書類の入手方法**

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱に基づく各様式については、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、県民参画協働課又は各総合事務所等最寄りの窓口に御相談ください。

鳥取県 若者チャレンジ型 補助金



**(3) 審査について**

各募集期間終了後に審査を実施し、審査員の協議により補助団体を決定します。

- ア 審査会の開催時期
  - 1次募集分の審査 … 7月中旬（予定）

2次募集分の審査 … 10月中旬(予定)

イ 実施方法

上記(1)の提出書類による書類審査及びプレゼンテーション(開催日時、会場等は別途連絡します。)

ウ 審査基準

「地域資源・人材」、「地域への愛着」、「公益性」、「計画の実現性」(事業への知識や経験のある成人の方をアドバイザーとして協力を得られるかなど)等の観点に重点を置いて審査します。

エ その他

県の施策に連動した取組で喫緊に対応することが有効な場合、「2 募集期間及び補助対象期間」の定めに限らず審査を行う場合があります。

(4) 申請の相談について

申請の募集期間外でも、企画の段階からでも、御相談はいつでも受け付けますので、「6 窓口・問合せ先」にお問い合わせください。

## 6 窓口・問合せ先

○鳥取県 地域づくり推進部 県民参画協働課

(ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>)

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7248/ファクシミリ 0857-26-8112/電子メール [kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp)

○東部地域振興事務所 東部振興課(鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関する事)

住所 〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659/ファクシミリ 0857-20-3656/電子メール [toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp](mailto:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp)

○中部総合事務所 中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関する事)

住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177/ファクシミリ 0858-23-3425/電子メール [chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp)

○西部総合事務所 中山間地域振興チーム(米子市、境港市、西伯郡での活動に関する事)

住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160

電話 0859-31-9606/ファクシミリ 0859-31-9639/電子メール [seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp)

○日野振興センター 地域振興課(日野郡での活動に関する事)

住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2080/ファクシミリ 0859-72-2072/電子メール [hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp](mailto:hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp)

※本事業の実施は令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

## 令和4年度 令和新時代創造県民運動推進補助金（スタートアップ型）募集要項

### 1 趣旨

住民団体、NPO、企業、商工団体及び青年団体など多様な主体による、県内で地域をより良くするために自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援するため、「令和新時代創造県民運動推進補助金（スタートアップ型）」（以下「本補助金」という。）の交付を希望する団体を募集します。

#### 【対象となる活動】

次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 など

#### 【対象とならない活動】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 県外のみで実施する事業

### 2 募集期間及び補助対象期間

- 下表のとおり1～3次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。
- 次の場合は補助対象となりませんので、御注意ください。
  - ・事業期間以前に実施した活動に係る経費
  - ・事業期間内であっても、申請書に記載のない事業

募集区分	募集期間	補助対象期間（注）
1次	令和4年3月7日（月）から4月8日（金）まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
2次	令和4年5月23日（月）から6月27日（月）まで	令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
3次	令和4年8月22日（月）から9月26日（月）まで	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

（注）「補助対象期間」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備（例：チラシ発注等）から精算終了までの全体を指します。単年度内に複数回催事を実施する事業は、最初に行う催事の準備開始時期を目安に応募してください。

### 3 補助金の概要及び採択予定件数

申請区分	対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
スタート支援	地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組。	10万円	10/10	1次：15件程度 2次：9件程度 3次：6件程度
ステップアップ支援	過去にスタートアップ型〔平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金についてはスタートアップ型（「新規」又は「継続」）〕補助金を受けて実施した取組で、新たな工夫や基盤整備等により、今後の中・長期的な活動の継続、成長を視野に入れて行うもの。	30万円	3/4	1次：5件程度 2次：3件程度 3次：2件程度

（注）同一年度内に一団体が補助金を受けられる事業の件数は1件です。また、同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数、各申請区分とも1回限りです。

### 4 補助対象経費及び対象団体等の要件

#### （1）補助対象経費

今回申請する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費を補助対象経費とします。対象外としている経費のほか、審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。（補助事業内での新型コロナウイルス感染症対策に係る経費も補助対象経費です。）

#### ア 対象経費の例

項目	例	
報償費（※1）	講師の謝金（団体の構成員に支払う報償費は対象外）	
旅費（※1、※2、※3）	講師の旅費、（団体の構成員に支払う旅費は対象外）	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費
	食糧費	講師のお茶、昼食代
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の印刷費

項目	例	
光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書等で、経常的な経費(「イ 対象外経費の例」(ア)を参照)と区分が困難なものは対象外)	
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料、高速道路料金(利用日時、目的地、目的業務の記録を要する)
	保険料	ボランティア保険料
委託費(※3、※4)	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費(団体の構成員に対して委託する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額について対象)	
備品購入費	事業を展開するために必要な1件の金額が5万円以上の物品の購入経費(補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象) ※「スタート支援」は対象外。	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代	
原材料費	苗木・花苗(単に配布、販売を行う場合を除く)、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	

※1 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※2 自家用車等における旅費は、実績報告後の現地調査等の時に、①運行帳簿等の走行距離の記録、及び、②領収書又はガソリン代のレシートにより支出の事実確認をします。

※3 団体の構成員に対して委託する場合は委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費(若者に係る旅費に限る)と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※4 委託費は、県内事業者へ発注してください。県外事業者への発注が必要な場合は、事前に理由書の提出を求めます。(その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください。)

#### イ 対象外経費の例

- (ア) 経常的な経費(団体の日常的な運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。)
- (イ) 食糧費(事業実施に必要な不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。)
- (ウ) 人件費(団体の構成員への報酬・給料・アルバイト賃金・共済費・報償費)
- (エ) 団体の構成員に係る交通費
- (オ) 工事請負費
- (カ) その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

#### (2) 対象団体等の要件

ア 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること(法人格は問わない)

NPO、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業、商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織、個人等

※ 営利企業の場合、自社の経済活動以外の取組で、地域活性化のための社会貢献活動を対象とする。

イ 次の項目に該当する個人又は団体ではないこと。

- (ア) 県の他の補助金、交付金等(間接補助を含む)を補助事業(今回申請する事業)のために受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (イ) 国、他の地方公共団体又は団体等からの補助金、交付金、助成金等を、補助事業(今回申請する事業)のために本補助金の額を超えて受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (ウ) 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている。
- (エ) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある。
- (オ) (団体の場合) 団体としての実体のないもの。

ウ その他

本補助金は、多様な主体による、また、より多くの方々による地域の活性化の取組を支援するものですので、次の要件について御理解ください。

- (ア) 過去に本補助金「令和新時代創造県民運動推進型」、「交流サロン活動等支援型」、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金「トットリズム推進型」、「交流サロン活動等支援型」及び平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金「発展型」の区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできません。

(イ) 過去に本補助金、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金及び平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金（以下「本補助金等」という。）による補助を受けた事業と同様の内容（実質的に同じとみなされる場合を含む）と判断される事業を実施する場合は、過去に本補助金等の補助を受けていない個人又は団体であっても本補助金を交付しないものとします。

### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項

ア 事業の実施にあたっては、政府又は県の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請や留意事項等を厳守のうえ、要請等に応じた中止、延期又は規模縮小等（以下「中止等」という。）の対応を行うこと。

- ・ 政府（首相官邸）ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>
- ・ 鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

イ 事業計画書には、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府又は県から催物（イベント等）の開催制限等の要請があれば、要請に従い、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応を行う」ことを記載すること。

ウ イベント等の開催の中止等に伴う経費の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ずイベント等の開催を中止、延期又は規模縮小等を行った場合に生じた経費（例：広報費、会場のキャンセル料等）は補助対象とする。ただし、その他の自己都合による中止等に係る経費は、申請者の負担とします。

### (4) その他留意事項

ア 採択された事業の概要等については、広くインターネット等で公表します。申請のあった事業については、事業名及び事業概要等を市町村に情報提供します。

イ 補助団体等に決定した場合は、広報の際に「令和新時代創造県民運動」の一環として実施することを積極的にPRしてください。また、補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「令和新時代創造県民運動」のロゴマークを必ず表示してください。（ロゴマークは、県民参画協働課のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。）

ウ この補助金で行う事業の「完了」とは、事業本体とその経費の精算や、団体内部の手続き（例えば決算の承認）等が全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、事業完了後20日以内（年度末日に完了した場合は翌年度の4月20日まで）に県に実績報告書を提出してください。

エ 補助金の交付を受けた事業の効果や課題把握のため、事業終了後（翌年度6月ごろ）にアンケートに協力いただきます。

オ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等は、次の例を参考してください。

#### 【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
高齢者の介護、一時預かり等の事業を行う	老人福祉法：老人居宅生活支援事業開始届出等
障がい者の介護、一時預かり等の事業を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：指定（更新）申請等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：（特別）産業廃棄物処理委託契約等
薬・健康器具・化粧品等一定の機能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

## 5 応募及び審査

### (1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、(3) 表「提出書類一覧」のとおりです。

### (2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県令和新时代創造県民運動推進補助金交付要綱に基づく各様式については、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「6 窓口・問合せ先」の県民参画協働課又は各総合事務所等最寄りの窓口に御相談ください。

鳥取県 令和新时代 補助金



### (3) 応募書類の提出方法

「2 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、「6 窓口・問合せ先」に提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送又はホームページからの電子申請とします。

#### ※ 募集期間最終日の午後5時必着

#### 【提出書類一覧】

区分	書類
共通	1 交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等） 5 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの） 6 その他、申請する事業の参考となる資料
スタート支援	1 事業の新規性に係る調書 ※ 過去に令和新时代創造県民運動推進補助金〔令和元年7月4日以前のトトリズム推進補助金、平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金〕を受けた団体等が申請する場合
ステップアップ支援	1 過去に補助金を受けて実施した取組の概要及び課題（過去に補助金を受けて実施した取組の実績報告書でも可） 2 取組が将来にわたって継続していくための計画書（実施体制、財源確保の方策を記載したもの）

### (4) 審査について

各募集期間終了後に審査を実施し、審査員の協議により補助団体等を決定します。

ア 審査の時期（予定）・・・1次募集分：4月下旬、2次募集分：7月中旬、3次募集分：10月中旬

イ 実施方法・・・「5 応募及び審査」の提出書類による書面審査

ウ 審査基準・・・「地域性」、「公益性」、「計画の実現性」、申請区分に応じた「個別項目」等の観点に重点を置いて審査します。

エ その他・・・県の施策に連動した取組で喫緊に対応することが有効な場合、「2 募集期間及び補助対象期間」の定めに限らず審査を行う場合があります。

## 6 窓口・問合せ先

### ○鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

（ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7248／ファクシミリ 0857-26-8112／電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

### ○東部地域振興事務所東部振興課（鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関する事）

住所 〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659／ファクシミリ 0857-20-3656／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

### ○中部総合事務所中部振興課（倉吉市、東伯郡での活動に関する事）

住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177／ファクシミリ 0858-23-3425／電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

### ○西部総合事務所中山間地域振興チーム（米子市、境港市、西伯郡での活動に関する事）

住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160

電話 0859-31-9606／ファクシミリ 0859-31-9639／電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

### ○日野振興センター地域振興課（日野郡での活動に関する事）

住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

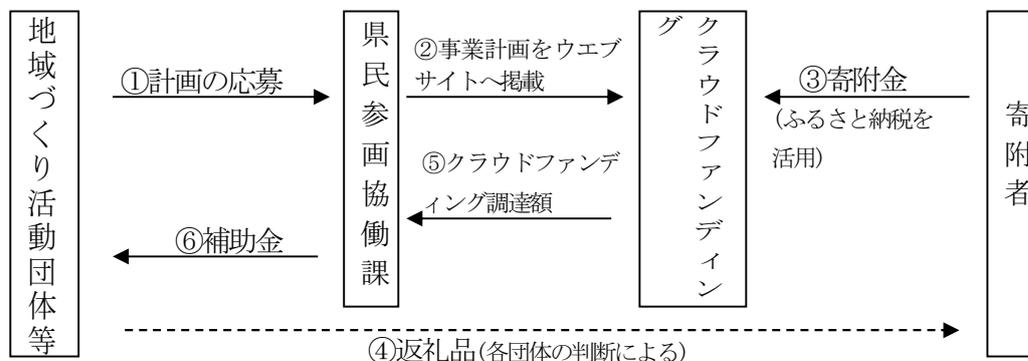
電話 0859-72-2080／ファクシミリ 0859-72-2072／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

※本事業の実施は令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

## 令和4年度 令和新時代創造県民運動推進補助金（とっとりドリーム型）募集要項

- 県内外の多くの方から寄附金を募るクラウドファンディング(※)によるふるさと納税を活用した補助制度です。
- クラウドファンディングによる寄附金の目標額が50万円以上200万円以下の事業が対象です。
- クラウドファンディングによる寄附金の受付をした結果、目標額に達しなかった場合、補助金の交付は行いません。

※「クラウドファンディング」とは、インターネット上で広く支援を募り資金調達するサービスのこと。



### 1 趣 旨

住民団体、NPO、企業、商工団体及び青年団体など多様な主体による、県内で地域をより良くするために自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援するため、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用した「令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」」の交付を希望する団体等を募集します。

【対象となる活動】 次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- 地域資源を活かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 など

【対象とならない活動】

- 単発の文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の開催のみの事業
- 事業継続を見込まない単発のイベント
- 県外のみで実施する事業

### 2 募集期間及び補助対象期間

次の表のとおり1次～5次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりません。また、同期間内であっても、申請書に記載のない事業は補助対象となりませんので注意してください。

募集区分	募集期間	補助対象期間（注1～注3）
1次	令和4年4月1日（金）から4月28日（木）まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
2次	令和4年5月2日（月）から5月31日（火）まで	令和4年5月1日から令和5年3月31日まで
3次	令和4年6月1日（水）から6月30日（木）まで	令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
4次	令和4年7月1日（金）から7月29日（金）まで	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで
5次	令和4年8月1日（月）から8月31日（水）まで	令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

（注1）予算額の上限に達し次第、募集期間中であっても募集を締め切ります。

（注2）応募してから補助金の交付決定までの期間は、概ね3～4か月程度です。

（注3）「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。単年度内に複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。

### 3 補助金の概要及び採択予定件数

対象事業（注4～注6）	寄附金の目標額	補助率	採択予定件数
これまでの活動を更に発展させ、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（注3）の内容を目的とする、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業	下限50万円、上限200万円。 ただし、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金の額が目標額を超えた場合は、受け付けた寄附金の全額を支払う。	10/10	5件程度/年

（注4）補助金は、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を財源とします。

（注5）同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、1回限りです。

(注6) 交付要綱第3条：本補助金は、令和新时代創造県民運動として、地域の自然、歴史、文化等に応じた地域づくりなどに取り組む地域住民、活動団体などが、地域活性化を図るために行う主体的な取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金を活用して支援することにより県民活動を周知し、県民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することを目的として交付する。

#### 4 補助対象経費及び対象団体等の要件

##### (1) 補助対象経費

今回申請する事業（以下「補助事業」という。）を実施するうえで必要な経費とします。

##### ア 対象経費の例

項目	例	
報償費（※1）	講師の謝金（団体の構成員に支払う報償費は対象外）	
旅費（※1、※2、※3）	講師の旅費、団体の構成員（未成年者に限る）に支払う旅費	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費
	食糧費	講師のお茶、昼食代
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書で、経常的な経費（「イ.対象外経費の例」a.を参照）と区分が困難なものは対象外）
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料、高速道路料金（利用日時、目的地、目的業務の記録を要する）
	保険料	ボランティア保険料
委託費（※3、※4）	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費（団体の構成員に対して委託する場合は、実費相当額について事業に主要な役割を果たす場合に限り対象）	
工事請負費（※4）	事業を展開するために必要な施設整備費	
備品購入費	事業を展開するために必要な1件の金額が5万円以上の物品の購入経費	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代	
原材料費	苗木・花苗（単に配布、販売を行う場合を除く）、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	

※1 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※2 自家用車等の使用における旅費は、実績報告後の現地調査等の時に、①運行帳簿等の走行距離の記録、及び、②領収書又はガソリン代のレシートにより支出の事実確認をします。

※3 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費（未成年者に係る旅費に限る）と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

※4 委託費及び工事請負費は、県内事業者へ発注してください。県外事業者への発注が必要な場合は、事前に理由書の提出を求めます。（その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください。）

##### イ 対象外経費の例

(ア) 経常的な経費（団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）

(イ) 食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）

(ウ) 人件費（団体職員・構成員への報酬・給料、報償費、アルバイト賃金、共済費）

(エ) 団体の構成員に係る旅費（未成年の構成員に係る旅費を除く。）

(オ) その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

##### (2) 対象団体等の要件

ア 本補助金への応募は、以下のいずれの項目も満たす個人又は団体とします。

(ア) 地域づくりに意欲があり、交付要綱第3条の目的に沿った具体的な事業計画を有する。

(イ) 県内に事務所又は活動拠点を有する。（法人格の有無は問わない。）

(ウ) 「5 応募及び審査」に基づき必要な書類を提出することができる。

イ 次のいずれかに該当する個人又は団体は、「ア」に関わらず応募できません。

(ア) 県の他の補助金、交付金等（間接補助を含む）を補助事業（今回申請する事業）のために受け入れている、又は受け入れる予定である。

- (イ) 国、他の地方公共団体又は団体等からの補助金、交付金、助成金等を、補助事業（今回申請する事業）のために本補助金の額を超えて受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (ウ) 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている。
- (エ) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある。
- (オ) （団体の場合）団体としての実体のないもの。

### (3) 応募（申請）者が未成年の場合の取扱い

#### ア 法定代理人

- (ア) 応募（申請）者が未成年の場合、応募（申請）者の法定代理人の代表者（保護者等）は、あらかじめ補助金の申請及び交付が決定された場合に事業を実施することについて同意し、申請の際には、その同意書の提出が必要となります。
- (イ) 補助金は、会計責任者として法定代理人に支払うことを基本とします。

#### イ 会計責任者

- (ア) 会計責任者は、この補助金の管理等、会計全般を担っていただきます。
- (イ) 申請者が未成年の場合、補助金は法定代理人に支払うことを基本としますが、会計責任者を学校の課外活動を担当する教諭等が担う場合は、補助金の受領を教諭等に委任できるものとし（法定代理人から委任状が必要）、事業計画書の「会計責任者連絡先」欄に教諭等の連絡先を記載してください。
- (ウ) 申請者が成人の場合の会計責任者は、申請者でも申請者以外の成人の方でも構いません。

#### ウ アドバイザー

- (ア) 共同実行者として事業への助言、支援等をしていただく、事業への知識や経験のある成人の方をアドバイザーとして協力を得て活動してください。アドバイザーの役割、対象は次を想定しています。
  - ・ 役割の例：事業の企画・運営全般への助言、支援（頼れる相談先になってくれる）、会計手続の指導等
  - ・ 対象の例：若者の所属する学校の教諭（課外活動の顧問など）、活動する若者の保護者、地域づくり団体の方、事業実施場所の自治会の方等、役割を果たしていただける事業への知識や経験のある成人の方
- (イ) 共同実行者としてアドバイザー就任について了承してもらったうえで、事業計画書の「アドバイザー連絡先」欄にアドバイザーの方の連絡先を記載してください。
- (ウ) 会計責任者がアドバイザーを兼務することもできます。
- (エ) 申請者が成人の場合も、事業に関する知識や経験のある成人の方にアドバイザーとして協力を得ることとし、上記(イ)のとおり「アドバイザー連絡先」欄に記載してください。ただし、申請者又は構成員が事業に関する知識や経験のある成人であれば、その方の連絡先を「アドバイザー連絡先」欄に記載してください。

#### エ 担当者

「担当者」欄は、県からの連絡・問合せ等の窓口となる方です。平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。申請団体の構成員（未成年者も可）や会計責任者など、連絡や問合せに対応できる方を記載してください。

### (4) その他留意事項

- ア 補助団体等に決定した場合は、広報の際に「令和新时代創造県民運動」の一環として実施することを積極的にPRしてください。補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「令和新时代創造県民運動」のロゴマークを必ず表示してください。（ロゴマークは、県民参画協働課のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。）
- イ 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び事業総括を行い、実績報告をするよう努めてください。
- ウ 実施事業に係る効果検証や課題把握のため、事業実施団体には事業終了後（翌年度6月ごろ）にアンケートに協力いただきます。
- エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等は、次の例を参考にして下さい。

#### 【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
高齢者の介護、一時預かり等の事業を行う	老人福祉法：老人居宅生活支援事業開始届出等
障がい者の介護、一時預かり等の事業を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：指定（更新）申請等

事業の内容	関係法令等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：（特別）産業廃棄物処理委託契約等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

## 5 応募及び審査

### (1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、(3)「提出書類一覧」のとおりです。

### (2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」交付要綱に基づく各様式は、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「6 窓口・問合せ先」の県民参画協働課又は各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

鳥取県 令和新時代 補助金



### (3) 応募書類の提出方法

「2 募集期間」に記載の募集期間内に、県民参画協働課又は各総合事務所等最寄りの窓口へ提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送及びホームページからの電子申請とします。

**※ 募集期間最終日の午後5時必着**

#### 【提出書類一覧】

区分	書類
県	1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等） 4 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの） 5 取組が将来にわたって継続していくための計画書（実施体制、財源確保の方策を記載したもの） 6 対象経費に工事請負費がある場合、 (1) 工事前・後の平面図、配置図及び改修を加える箇所の工事前（後）写真（工事後は実績報告時） (2) 対象となる敷地・建物が自己所有でない場合は、貸主の同意が確認できる書類 7 （申請者が未成年の場合のみ）申請者の法定代理人による同意書 8 その他申請事業の参考となる資料
クラウドファンディング事業者	クラウドファンディング事業者が指定する書類

※ 交付要綱第10条第3項に規定する申請書に添付する書類も県様式に同じ。

### (4) 事前審査について

県による要件に適合するかの審査及びクラウドファンディング事業者による審査をし、その結果を応募者に通知します。県では、「地域性」、「公益性」、「計画の実現性」等の観点により審査します。

※ 県による要件の審査基準については、別紙1「寄附金受付に係る審査基準」を参照してください。

## 6 クラウドファンディングについて

(1) 県及びクラウドファンディング事業者による事前審査を通過した応募者（以下「審査通過者」という。）には、県より事前審査通過通知書を発出します。その後、次の条件の誓約をいただいたうえで寄附の受付を行います。

ア 審査通過者とクラウドファンディング事業者との寄附金受付に向けた打合せの開始後、審査通過者の責めに帰すべき事由により寄附金受付を中止する場合（実際に寄附金受付を開始する前の段階を含む）、審査通過者は、中止に伴い発生する県とクラウドファンディング事業者との委託契約に定めるキャンセル料を負担するものとします。

イ 交付要綱第7条第1項に基づく寄附金の受付に当たっては、クラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイト以外は利用しないものとします。

ウ 交付要綱第7条第1項に基づく寄附金の受付期間終了後、再度、寄附金の受付を開始することはできません。

(2) クラウドファンディングの実施にあたり、審査通過者は、クラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトのプロジェクト掲載ページの作成(文章作成、写真添付等)、寄附者への返礼品の有無・内容の決定、スケジュール管理、寄附の呼びかけ等を行います。

(3) 県は、クラウドファンディングの実施にあたり、報道機関への情報提供、県ホームページへの掲載、令和新時代創造県民運動サイト登録者へのメール案内等により広く支援者からの寄附金を募ります。

※ 寄附金の目標額の設定については、別紙2「補助金交付額の算定方法」を参照してください。

※ 寄附金の受付に係る手数料等の諸費用は県で負担します。

(4) 寄附をしていただける方は、クラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトから応援したい事業を選択し、県(ふるさと納税)に対して寄附をします。

(5) 県は、寄附金が目標額を達成した場合に、その全額を補助金として補助対象事業者に交付します。

(6) 県及び補助対象団体は、寄附金の活用状況や事業の取組状況について、インターネットサイトに掲載して透明性を確保します。

(7) 寄附者への返礼品の有無及び内容は、補助対象事業者が任意に決定できます。返礼品に係る費用(送料を含む)は、補助対象事業者の負担となります。ただし、補助事業に関わるものを返礼品とする場合の経費は、年度内に支出するものに限り補助対象経費に含めることができます。(例:補助事業であるイベントでの飲食券を返礼品とする場合の当該飲食に係る食材費等)。県からの返礼品はありません。

## 7 クラウドファンディングを取り扱う事業者(予定)

READYFOR株式会社

本社所在地:〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目12番地1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階

電子メール: info@readyfor.jp URL: https://readyfor.jp/corp#info

## 8 補助金交付の手続き

交付要綱及び別紙3「補助金交付のフロー図(基本的な流れ)」を御参照ください。

## 9 窓口・問合せ先

### ○鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

(ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>)

住所 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7248/ファクシミリ 0857-26-8112/電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

### ○東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関すること)

住所 〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659/ファクシミリ 0857-20-3656/電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

### ○中部総合事務所中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)

住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177/ファクシミリ 0858-23-3425/電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

### ○西部総合事務所中山間地域振興チーム(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)

住所 〒683-0054 米子市糺町1丁目160

電話 0859-31-9606/ファクシミリ 0859-31-9639/電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

### ○日野振興センター地域振興課(日野郡での活動に関すること)

住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2080/ファクシミリ 0859-72-2072/電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

## 【別紙1】 寄附金受付に係る審査基準（事前審査）

県において、次の審査基準により要件に適合しているかの審査を行います。

（県による審査の他、クラウドファンディングを行う事業者による事前審査があります。）

### <審査基準>

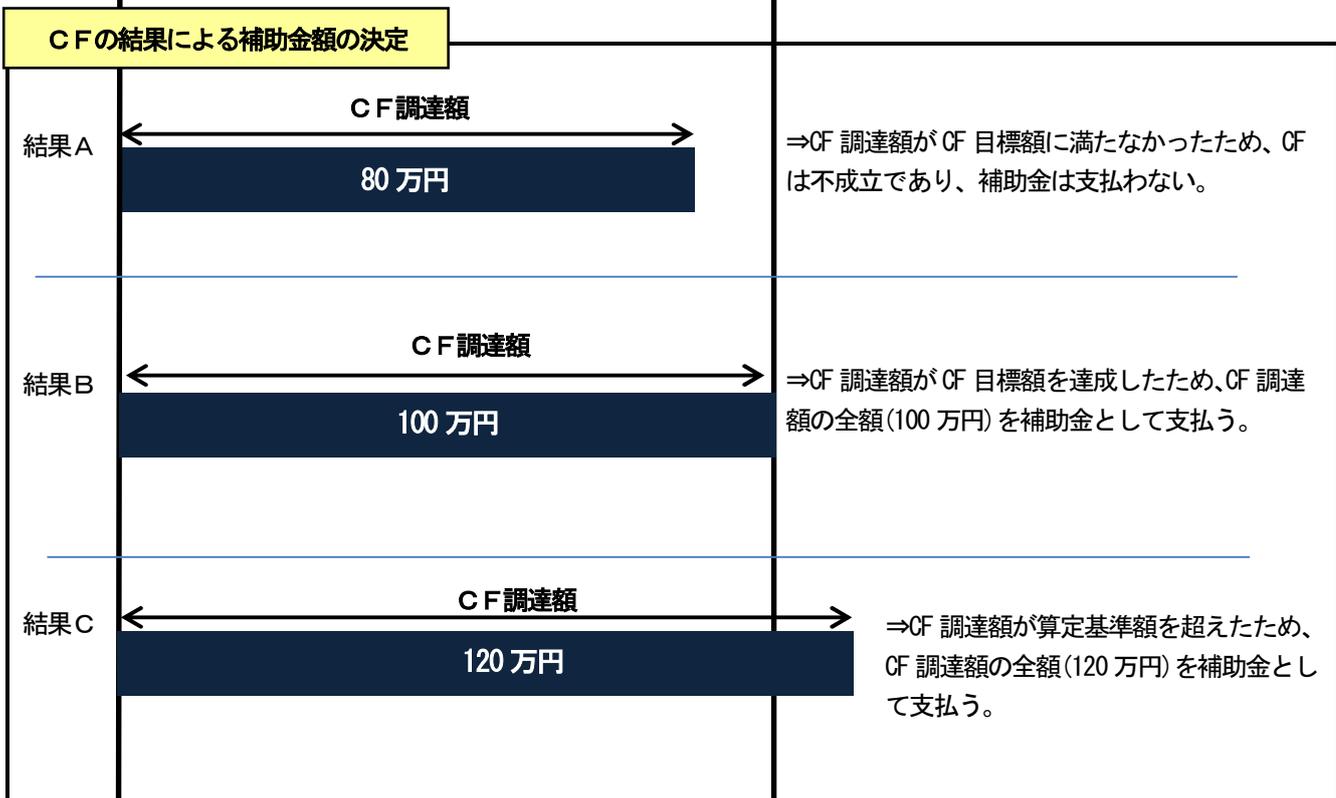
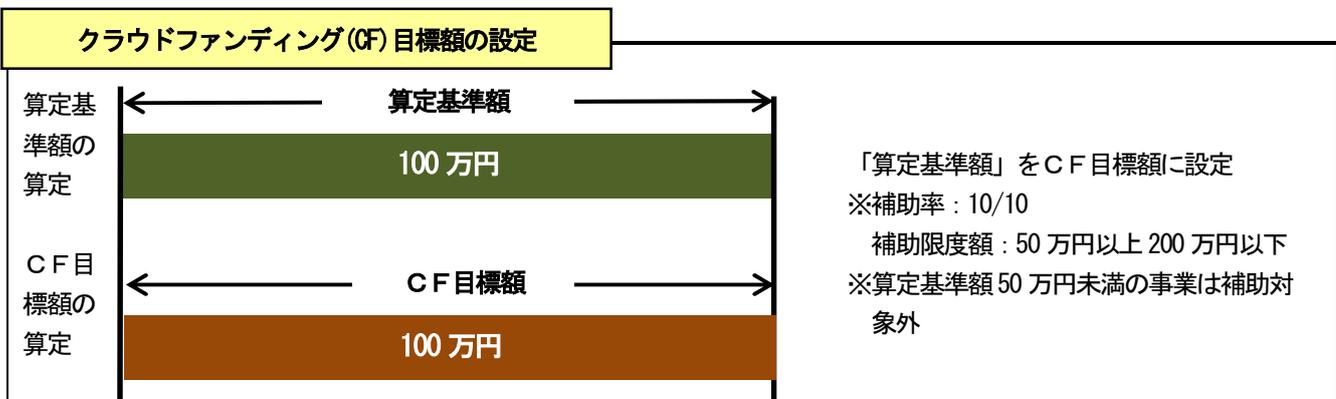
審査項目		審査の観点
1	地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の背景にある地域課題を明確に認識し、またその課題が地域の実情に合ったものである。</li> <li>・活動内容が地域課題の解決につながるものとなっている。</li> <li>・活動内容が地域の実情、ニーズに即している。</li> </ul>
2	地域資源・人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に存する固有の資源（特産品、名所、伝統文化等）に着目し、取り入れた活動である。</li> <li>・地域で既に活躍する、又は潜在する人材に着目し、取り入れた活動である。</li> <li>・地域資源又は人材の活用により、事業の効果を高めることが期待される。</li> </ul>
3	顔が見えるネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者がもっている、団体や個人との既存のネットワーク（つながり、絆）を活用する活動である。</li> <li>・活動の効果を一層高めるため、これまでつながりのなかった団体や個人との新たなネットワークを活用する、又は生み出す活動である。</li> <li>・地域住民と連携をしながら行う活動である。</li> </ul>
4	公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の内容が、地域社会の持続又は地域の住民生活にとって貢献度が高いものである。活動が、申請者やその関係者など一部の者だけの利益ではなく、地域社会にとって利益となるものである。</li> <li>・成果がより広く地域社会のものとなるように、より多くの参加者を募り、又は積極的に情報発信を行う活動である。</li> </ul>
5	計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が主体的に取組みを行うための体制を整えている、又は体制整備が確実に見込まれる。活動実施のための具体的な場所、手段（ツール）が示され、必要なノウハウが備わった計画となっている。</li> <li>・活動実施のための具体的なスケジュールが示されている。</li> </ul>
6	補助金の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容に対して、予算規模が適正な計画となっている。</li> <li>・活動目的の達成のために適切な支出使途が検討された計画となっている。</li> <li>・事業規模にかかわらず、費用対効果が期待される。</li> </ul>
7	モデル性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の仕組みや内容に話題性、先駆的なアイデアがあり、他の地域や団体のモデルとなる活動である。</li> <li>・協賛金や受益者負担など、今後の活動を継続するための財源確保に向けた努力がみられる。</li> <li>・申請者が自分たちの事業内容を十分に理解して説明ができるとともに、活動に対する前向きな姿勢や熱意が感じられる。</li> </ul>

## 【別紙2】補助金交付額の算定方法

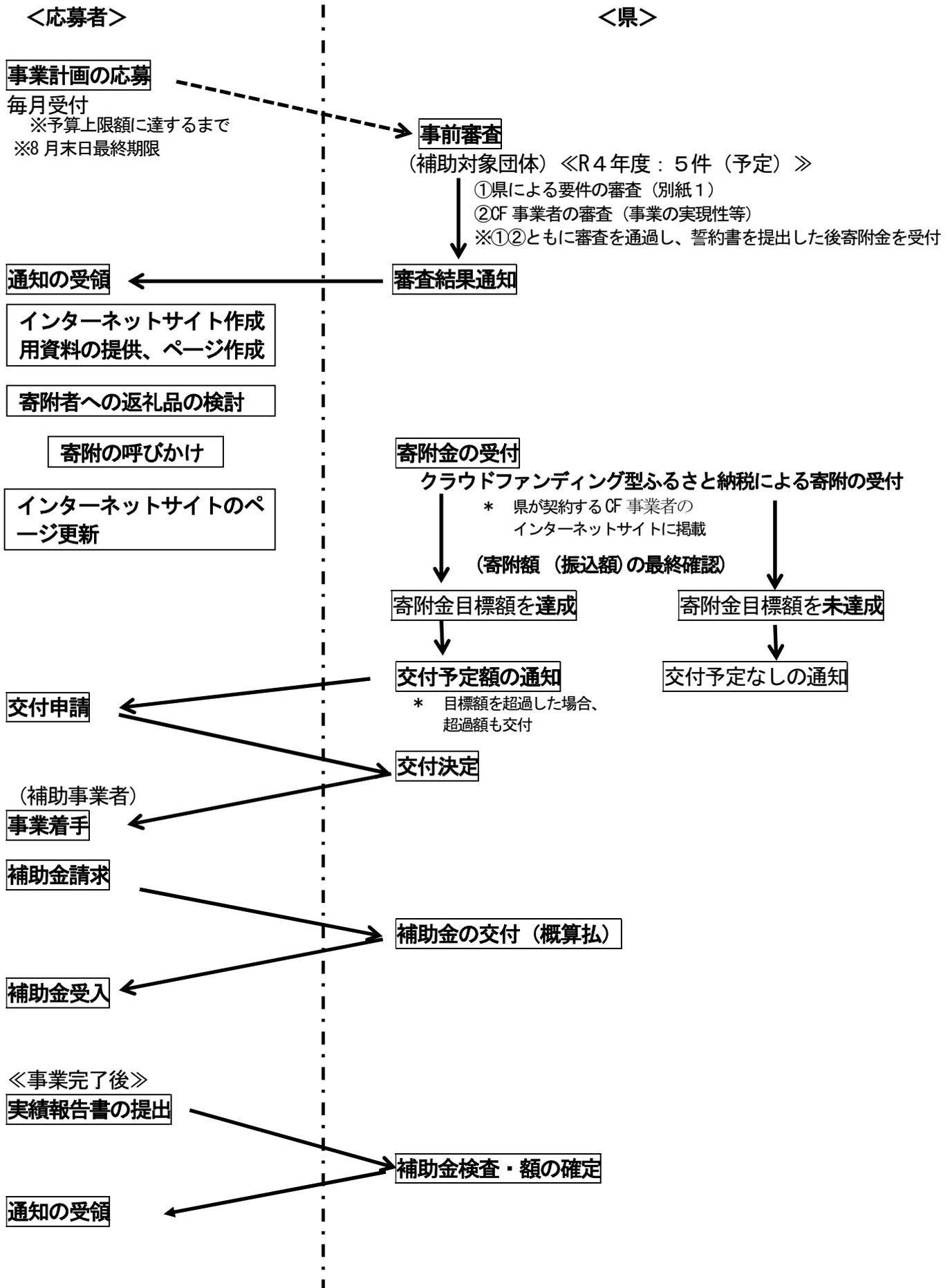
※「CF」…「クラウドファンディング」のこと

- 1 「総事業費」から「補助対象外経費」等を差し引き「算定基準額」を算定します。
- 2 「算定基準額」を「CF目標額」に設定します。(50万円以上200万円以下)
- 3 「CF調達額」が「CF目標額」に満たない場合、補助金は支払いません。(結果A)
- 4 「CF調達額」が「CF目標額」以上の場合、「CF調達額」の全額を補助金として支払います。(結果B、結果C)

例	
総事業費	200万円
補助対象経費	(150万円)
補助対象外経費(会員の食糧費等)	(50万円)
算定基準額	100万円
※参加費 50万円の場合	
[算定式]	
「算定基準額」(100万円) = 「総事業費」(200万円) - 「補助対象外経費」(50万円) - 「参加費(入場料、出展料等)」(50万円)	



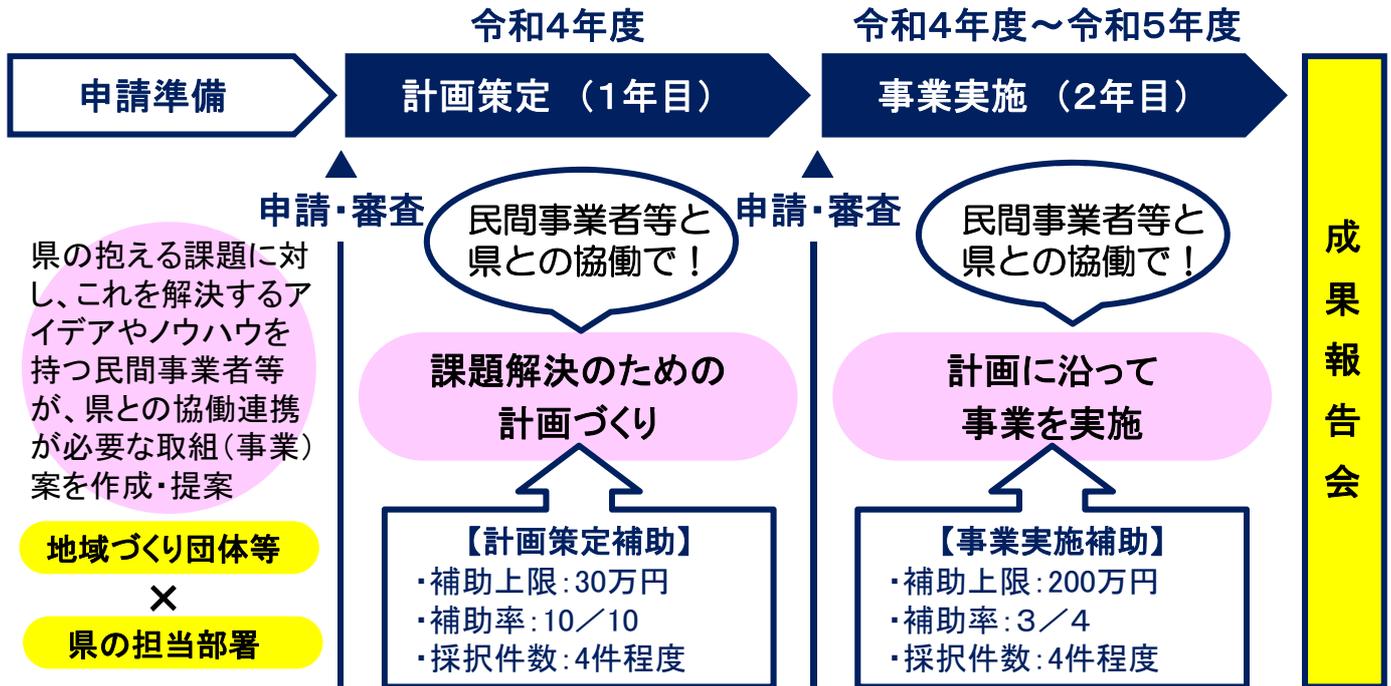
[別紙3] 補助金交付のフロー図 (基本的な流れ)



# 令和4年度 鳥取県公民連携推進事業補助金

※本事業の実施は令和4年2月定例会における予算の成立を条件とします。

多様化する地域課題を解決するため、民間事業者等と県との連携により取り組む事業に対し、事業計画の立案から実施の各段階において、必要な支援を行うことで、協働連携のモデル創出をめざします。



## 1 補助対象事業

地域課題を解決するため、民間事業者等と県が連携して行うことが有効な事業

【県課題提示型】…県が提示する課題（テーマ）の解決に資する提案について募集する（令和4年度の募集テーマは現在調整中）

【民間提案型】あらゆる政策分野に関し民間事業者等が提案する事業について募集する

## 2 補助対象者

地域課題解決のための計画策定及び事業実施を県と連携して行うことが可能な組織（企業、地域づくり団体、NPO法人、地縁団体等の民間事業者）

## 3 計画策定補助募集期間

令和4年4月上旬から5月31日（火）まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※募集期間中に事業の概要説明及び申請予定内容に関する県庁担当部局との相談の場を設けます。

## 4 その他

(1) 採択団体には、協働に関する研修を受講していただきます。

(2) 事業実施補助の採択団体には、事業終了後にアンケートや聞き取り、成果報告会における報告に御協力いただきます。

【お問い合わせ先】 鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課  
 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎1階)  
 電話: 0857-26-7071 / ファクシミリ 0857-26-8112  
 電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp  
 ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/2279478>

